

第 12 回 定例農業委員会議事録

令和 3 年 7 月 5 日（月）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（19名）

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6 吉田 和郎	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

欠席委員（0名）

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長	森主幹	

議案

議案第 475 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 476 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 477 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 12 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第12回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に6番 吉田副会長、14番 吉田委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第475号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第475号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1番、所有権移転によります、田、1,962㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,944㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、687㎡で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、畑、1,025㎡で、規模拡大でございます。取得後は鉢花の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第476号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第476号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、田、188㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。

許可項目は、「転用行為が「第1種農地許可基準」の「農業の振興に資する施設への転用（農業用倉庫）」に該当する場合に該当します。

2番、田、570㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

3番、田、3筆合わせて、260㎡で、農家住宅（庭）でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第477号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第477号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

なお、こちらの事案の中に、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただきますが、審議の際には、退席していただきますので、よろしくお願いします。

2ページをお願いします。

3件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、6.84㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、畑、2筆あわせて、122㎡で、賃貸住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、畑、112㎡で、農家住宅(庭)でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、3番を除く1番、2番を先に審議いたします。これら事案について、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

3番につきまして審議いたします。

こちらの事案につきましては、17番、辻元委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限され

ていますので、辻元委員は退席をお願いいたします。

(辻元委員 退席)

3番について、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

(辻元委員 入室)

報告第12号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

森主幹 報告第12号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、9件申請されています。

1番、田、1, 117㎡で、共同住宅でございます。

2番、田、608㎡で、共同住宅でございます。

3番、田、131㎡で、一般個人住宅(駐車場)でございます。

4番、田、575㎡で、太陽光発電施設でございます。

5番、田、581㎡で、太陽光発電施設でございます。

3ページをお願いします。

6番、田、2筆合わせて、494㎡で、貸駐車場でございます。

7番、田、995㎡で、共同住宅でございます。

8番、田、52㎡で、共同住宅(駐車場)でございます。

9番、田、942㎡で、貸資材置場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、20件申請されています。

10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,058㎡で、

宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、345㎡で、宅地分譲でございます。

12番、所有権移転によります、田、232㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

13番、所有権移転によります、田、259㎡で、貸駐車場でございます。

14番、所有権移転によります、田、936㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、賃貸借権によります、田、571㎡で、美容業店舗でございます。

16番、所有権移転によります、田、36㎡で、公衆用道路でございます。

17番、所有権移転によります、畑、309㎡で、建売分譲住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、168㎡で、一般個人住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、143㎡で、一般個人住宅でございます。

20番、所有権移転によります、田、41㎡で、貸駐輪場でございます。

21番、所有権移転によります、田、144㎡で、分譲住宅でございます。

5ページをお願いします。

22番、所有権移転によります、田、354㎡で、一般個人住宅（離れ）でございます。

23番、使用貸借権によります、田、476㎡で、一般個人住宅でございます。

24番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、118㎡で、工場への進入路でございます。

25番、所有権移転によります、田、168㎡で、見本室・大理石業駐車場でございます。

26番、所有権移転によります、田、159㎡で、建設業駐車場でございます。

27番、所有権移転によります、田、517㎡で、宅地分譲でございます。

28番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、1,164㎡で、製造業駐車場でございます。

29番、所有権移転によります、田、208㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

6ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

30番、田、2筆合わせて、4,169㎡でございます。

31番、畑、田、5筆合わせて、4,563㎡でございます。

32番、畑、田、4筆合わせて、1,061㎡でございます。

33番、田、池沼（現況：田）、宅地（現況：田）、9筆合わせて、4,639.93㎡でございます。

34番、田、畑、8筆合わせて、6,811㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、22件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

- 35番、畑、田、6筆合わせて、4, 325㎡でございます。
- 36番、田、畑、10筆合わせて、4, 489㎡でございます。
- 37番、田、528㎡でございます。
- 38番、田、570㎡でございます。
- 39番、田、144㎡でございます。
- 40番、田、4筆合わせて、3, 726㎡でございます。
- 41番、田、869㎡でございます。

8ページをお願いします。

- 42番、田、畑、10筆合わせて、3, 133㎡でございます。
- 43番、田、畑、2筆合わせて、264㎡でございます。
- 44番、田、454㎡でございます。
- 45番、田、72㎡でございます。
- 46番、田、474㎡でございます。
- 47番、田、403㎡でございます。

9ページをお願いします。

- 48番、田、8筆合わせて、3, 138㎡でございます。
- 49番、田、3筆合わせて、4, 161㎡でございます。
- 50番、田、875㎡でございます。
- 51番、田、畑、6筆合わせて、4, 537㎡でございます。
- 52番、田、畑、3筆合わせて、1, 132㎡でございます。
- 53番、畑、田、7筆合わせて、5, 359.72㎡でございます。

10ページをお願いします。

- 54番、田、畑、2筆合わせて、66㎡でございます。
- 55番、畑、9筆合わせて、1, 505㎡でございます。
- 56番、田、畑、7筆合わせて、2, 862㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。
事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のため、線路、空中線系若しくは中継施設等を設置する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

議長 57番、賃貸借権によります、田、62㎡の内4㎡で、電気通信事業における携帯電話用無線基地局でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時25分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年7月5日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

吉田和郎

議事録署名者

吉田 幹夫